

## 下関市豊北地区集客施設に係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市豊北地区集客施設に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を得る必要があります。下関市議会令和3年第4回定例会の議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

### 記

#### 1 選定の概要

##### (1) 施設の概要

名 称 下関市豊北地区集客施設  
所在地 下関市豊北町大字神田上314番1

##### (2) 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

##### (3) 指定管理候補者の概要

名 称 株式会社道の駅豊北  
所在地 下関市豊北町大字滝部3394番地2  
主な業務内容

- ① 公共施設の維持管理運営等に関する受託業務
- ② 農畜産物、林産物、水産物及び手工芸品等の地域特産物の販売に関する業務
- ③ 酒類、飲料水、食料品及び日用品雑貨品の販売に関する業務
- ④ たばこ、郵便切手及び収入印紙の販売に関する業務
- ⑤ 園芸用樹木、草木類、花卉類及び園芸用材料の販売に関する業務
- ⑥ 乳製品、菓子類、めん類の製造・加工・販売及び卸売り業務
- ⑦ 惣菜等加工品の製造及び販売に関する業務
- ⑧ 飲食店の営業
- ⑨ イベントの企画及び実施に関する業務
- ⑩ 地域振興のための交流事業及び会議・研修・展示等の施設貸出しに関する業務
- ⑪ 農業体験を目的とする農園の運営・管理に関する業務
- ⑫ 飲食及び販売を目的とした売場施設の賃貸に関する業務
- ⑬ 観光案内及び道路案内に関する業務
- ⑭ 前各号に附帯する一切の業務

#### 2 選定までの経緯

|              |   |
|--------------|---|
| 令和3年 9月 1日   | 公募により応募団体を募集開始                                |
| 令和3年 9月 15日  | 現場説明会の実施・受付開始                                 |
| 令和3年 10月 4日  | 申込受付の終了                                       |
| 令和3年 10月 27日 | 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市豊北地区集客施設）から<br>下関市長が意見書を受理 |
| 令和3年 11月 2日  | 下関市が指定管理候補者を選定                                |

#### (1) 応募資格

次の(ア)から(カ)までの要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）又は複数の団体で構成する共同事業体での申込みとし、個人での申込みは受け付けません。

なお、単独で申込みをする団体は、共同事業体の構成員となることはできません。また、1の団体が複数の共同事業体の構成員となることもできません。

(ア) 物品販売等を含む集客を行う施設の管理及び運営の経験を相当年数有する担当者を確実に配置できること。

(イ) 下関市内に事業所、営業所等を有しているか、又は申込時まで設置していること。

(ウ) 豊北町区域内等で生産され、又は水揚げされた高品質な農林水産品、物産品等の販売促進ができるよう、その集荷について、地元の出荷者組織等と事前（申込みまで）に十分な協議・連携・調整がなされていること。

(エ) 次のいずれにも該当していること。

- ① 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
  - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中でないこと。
  - ③ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
  - ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、下関市における入札参加を制限されていないこと。
  - ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
  - ⑥ 過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
  - ⑦ 共同事業体の場合にあっては、構成する全ての団体が①から⑥までに掲げる資格を満たしているとともに、次に掲げる条件を満たすこと。
    - I 申込時に、構成する全ての団体による「共同事業体協定書」を提出すること。
    - II 指定管理候補者に選定されたときは、下関市と本施設の管理運営に関する基本協定を締結する時まで、代表団体及び全ての構成団体の責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、その組合契約書の写しを下関市に提出すること。
- ※ 共同事業体にあっては、代表団体が(ア)から(エ)までの要件を全て満たし、かつ、他の構成団体の全てが(エ)の要件を満たしている場合に、申込手続を行うことができ

ます。

(オ) 消防法（昭和23年法律第186号）に定める甲種防火管理者の資格を有する者を1人配置することができること（共同事業体の場合にあつては、構成団体のうちいずれかの団体によって要件を満たしていること。）。

(カ) 現場説明会に参加すること。

(2) 応募状況

説明会参加団体数 1団体

申込書提出団体数 1団体

・株式会社道の駅豊北（下関市豊北町大字滝部3394番地2）

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市豊北地区集客施設）が開催され、ここにおいて、応募者から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション等により総合的に審議された結果、応募団体についての意見が下関市長に提出されました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、指定管理候補者を選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市豊北地区集客施設）の委員（5人）

【学識経験者】 川野 祐二（公立大学法人下関市立大学教授）

【経営・財務有識者】 山本 文則（一般社団法人山口県中小企業診断士）

【観光関連有識者】 庄司 隆治（豊北町観光協会会長）

【管理運営に関する有識者】 北島 洋平（下関市副市長）…委員長

内田 浩美（下関市役所豊北総合支所長）

※委員長は、委員の互選により決定

5 選定基準

選定基準は、別紙1指定管理候補者選定（審査）の基準（下関市豊北地区集客施設）のとおり各委員100点満点の採点方式により、平均点が最低制限基準を上回れば選定することとした。なお、最低制限基準は、60点以上とした。

6 選定委員会の審査結果

(1) 審査結果

株式会社道の駅豊北

| A委員 | B委員 | C委員 | D委員 | E委員 | 合計点 | 平均点  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 84  | 79  | 90  | 78  | 74  | 405 | 81.0 |

(2) 選定委員会での主な意見

・株主及び株主配当について

- ・活魚水槽の利用・活用について
- ・収支計画について
- ・メニュー開発及び商品開発について
- ・他の観光施設との連携について

(3) 議事録（要点）

別紙2「下関市指定管理候補者選定委員会（下関市豊北地区集客施設）議事録（要点）」のとおり。

《注：「6（1）審査結果」中のA～E委員は、議事録中のA～E委員とはそれぞれ同一の委員ではありません。》

7 選定結果

下関市は、選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、株式会社道の駅豊北を指定管理候補者に選定しました。

(1) 選定された団体の提案内容

別紙3「事業計画書及び事業説明書」のとおり。

(2) 選定の主な理由

ア 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号に掲げる選定基準を満たしているため。

イ 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市豊北地区集客施設）における審査の結果、指定管理候補者として適当であるとの答申があったため

8 提案額

利用料金制を採用。指定管理料の支払は原則行わない。